第十三条第三項の表上欄中「警察費、」を削る。

第十五条第一項の表都道府県の項中「1,089」を「1,130」に改め、同表市町村の項第一号中「1,014」を「1,018」に、「34.5」を「33.1」に改め、同項第二号中「1,063」を「1,094」に改め、同項第三号中「1,089」を「1,130」に改める。

第十六条第一項の表都道府県の項中「0.3」を「0.2」に改め、同表市町村の項第一号中「28.4」を「27.4」に、「0.5」を「0.3」に改め、同項第四号中「0.5」を「0.3」に改め、同項第五号中「0.6」を「0.4」に、「4.10」を「4.13」に、「0.29」を「0.28」に改める。

第十七条第三項の表都道府県の項第一号中「平成十七年度及び」及び「、税源移譲予定特例交付金に係る額（平成十七年度に係る額に限る。以下この表において同じ。）」を削り、「（平成十八年度」の下に「及び平成二十年度」を加え、「及び道府県民税所得割」を「、道府県民税所得割」に改め、「得た額（平成十九年度」の下に「及び平成二十年度」を加え、「限る。五百円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）」の下に「及び地方道路譲与税減収補てん臨時交付金に係る額」を加え、「、税源移譲予定特例交付金に係る額」を削り、同表市町村の項第一号中「及び市町村民税所得割」を「、市町村民税所得割」に改め、「平成十九年度」の下に「及び平成二十年度」を加え、「限る。五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）」の下に「及び地方道路譲与税減収補てん臨時交付金に係る額」を加える。

第十八条第二項第一号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同項第二号中「合計」を「合計」に、「均等割」を「均等割」に、「納税義務者数」を「納税義務者数」に、「一号法人」を「50億円超」に、「二号法人」を「10億円超50億円以下」に、「三号法人」を「一億円超10億円以下」に、「四号法人」を「1,000万円超一億円以下」に、「五号法人」を「左記以外」に改め、同条第三項第一号中「{(88,000円」を「[{(87,600円」に、「0.731－F×0.75」を「0.975－F」×0.75」に、「「課税標準額の段階」ごと」を「「合計」に、「「所得割の納税義務」のうち「あり」を「計」に、「1,053」を「1,000」に改め、「商品」を削り、「平成18年度」を「平成19年度」に、「1.020」を「0.977」に、「「計」欄及び「配当割額及び株式等譲渡所得割の控除額」を「配当控除」欄及び「外国税額控除」欄並びに「配当割額の控除額」欄及び「株式等譲渡所得割額の控除額」に、「1.058」を「1.195」に改め、同項第二号中「「株式等に係る譲渡所得等分」の下に「のうち「小計」」を加え、「商品」を削り、同条第四項第一号算式の符号αを次のように改める。

α　0.76（ただし、東京都にあつては0.83）

第十八条第五項中「1.161」を「1.514」に、「1.213」を「1.537」に、「第41項」を「第45項」に改め、同条第六項中「0.842」を「2.013」に、「0.806」を「1.945」に改め、同条第七項中「α　1.028」を「1.008」に、「β　1.028」を「β　1.007」に改める。

第十九条第二項中「4,167千円」を「4,267千円」に、「1,129千円」を「1,199千円」に、「0.021」を「0.024」に改め、同条第三項第一号算式の符号αを次のように改める。

α　0.54（ただし、東京都にあつては0.61）

第十九条の次に次の一条を加える。

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　地方消費税の基準税額は、譲渡割に係る基準税額及び貨物割に係る基準税額の合算額とする。

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00656499）×0.75－（A×0.00349374）×0.75

算式の符号

A　地方税法第72条の114第3項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00247482）×0.75－（A×0.00130422）×0.75

算式の符号

A　地方税法第72条の114第3項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

第二十条中「0.01909」を「0.01933」に改める。

第二十一条中「0.7997」を「0.7994」に改める。

第二十三条を次のように改める。

（自動車取得税の基準税額の算定方法）

第二十三条　自動車取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額に〇・二五一二五を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十七条の六第一号の規定によつて算定した額（地方税法第百四十三条第二項に係る額に限る。）を控除した額とする。

算式

（48,900円×α）×（A×0.985）

（48,900円×α）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.985）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度において自動車取得税の課税の対象となつた自動車（地方税法第113条第2項の規定によつてその取得が課税対象とならない自動車、同法第115条又は附則第12条の2の2第1項の規定によつてその取得に対して自動車取得税を課することができない自動車及び同法第125条第1項又は第126条第1項の規定によつてその取得に対する自動車取得税の納税義務が免除された自動車を除く。）の台数

α　別表第十の三に定める率

第二十三条の次に次の一条を加える。

（軽油引取税の基準税額の算定方法）

第二十三条の二　軽油引取税の基準税額は、一一、二五〇円に、前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量（一キロリットル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に別表第十一に定める率を乗じて得た数量（一キロリットル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額とする。ただし、指定都市を包括する都道府県の基準税額は、当該額から当該都道府県の区域内の指定都市ごとに第三十八条の規定によつて算定した額を控除した額とする。

第二十四条中「0.941」を「0.919」に、「27,700」を「28,000」に、「17,900」を「18,800」に、「9,700」を「9,900」に改める。

第二十七条の二を削る。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　削除

第二十九条を次のように改める。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）による改正前の地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号。以下「改正前の地方道路譲与税法」という。）第四条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額の合算額に、地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律（平成二十年法律第八十四号）第五条の規定によつて当該都道府県に対して交付された地方道路譲与税減収補てん臨時交付金の額を加えた額に〇・六三〇を乗じて得た額とする。

第二十九条の二中「一・〇二一」を「一・〇二六」に改める。

第二十九条の三中「一・〇一七」を「一・〇五九」に改める。

第三十条第三号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改める。